

余呉トレイルクラブ 会員規約

第1節 総則

第1条 (会員規約の適用)

当団体は、会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行う。

第2条 (会員規約の変更)

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更する。

第3条 (会員の種別と権利)

1. 理事・・・この団体の目的に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当団体に入会した個人で理事会における議決権を有する。整備・清掃作業に従事し、インストラクターとして登録できる。
2. 特別会員・・・この団体の目的に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当団体に入会した個人で理事会における議決権を有さない。理事の任命によってのみ資格を有する。整備・清掃作業に従事し、インストラクターとして登録できる。
3. 一般会員・・・この団体の目的に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当団体に入会した個人で、理事会における議決権を有さない。整備作業に従事する。
4. 賛助会員・・・この法人の目的に賛同し、当法人に入会した個人および団体で、資金援助を主とし、総会における議決権を有さない。

第4条 (会費)

各会員が納入すべき年会費は、次の通りとする

年会費 2,000円 (3月末更新)

賛助会員 年一口 個人2,000円 団体10,000円 (3月末更新)

第2節 入会申込等

第5条 (入会申込)

入会の申込をする者は、当団体が定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当団体に提出することとする。

第6条 (入会の設立)

入会は、前項に定める入会申込に対して、理事がこれを認めたときに成立する。

第7条 (入会申込の拒絶)

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) その他、当団体が入会を適当でないと判断した場合

第3節 会員資格有効期間

第8条 (会員資格有効期間)

- (1) 会員資格有効期間は、当団体の事業年度とする。
- (2) 会員資格有効期間の起算日は、当団体が入会申込書を受付、入会を承認した日とする

第4節 入会申込記載事項の変更等

第9条 (特別・一般会員の資格継承)

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡、または継続して1年以上連絡の取れない状況にある場合には、当該会員の資格は失われる。第三者への資格継承はできない。

第10条 (賛助会員の資格継承)

賛助会員の資格で入会した会員が、死亡または解散等で実態が消失した場合には、当該会員の資格は失われる。第三者への資格継承はできないものとする。

第11条 (会員の氏名および名称等の変更)

- (1) 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは速やかにその旨を当団体に通知する必要がある。
- (2) 前項に規定する変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、書類等が遅延または二つになったとしても、当団体はその責を負わないものとする。

第5節 会員資格の喪失

第12条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を喪失したものとみなす。

- (1) 退会届の提出を受けたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第13条 (退会について)

会員は、理事が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

第14条 (除名について)

会員が次の各号に該当するに至ったときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当団体の定款に違反したとき
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき

第6節 会員資格の継続

第15条 (会員資格の継続)

- (1) 会員資格有効期間が満了する場合には、当団体の用いる方法により、継続のため

の案内を会員に通知する。

- (2) 会員資格は、当団体の定める方法による会費の払込みが当団体に確認されることをもって継続されるものとする。

第7節 抛出金品の不返還

第17条 (抛出金品の不返還)

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

第8節 損害賠償

第18条 (損害賠償)

- (1) 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとする。

- (2) 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続される。

第19条 (専属的合意管轄裁判所)

会員と当団体の間で、訴訟の必要が生じた場合、当団体の本所在地を管轄する裁判所を会員と当団体の専属的合意裁判所とする。

第10節 活動内容の変更

第20条 (活動内容の変更)

当法人の活動内容の詳細は、別に定めるものとする。また、活動内容は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、変更することがある。

第11節 事業活動の延期及び中止

第21条 (事業活動の延期及び中止)

当法人は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、特定の事業活動を延期又は中止することがある。

第12節 その他

本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

- (附則) 本規約は2010年3月1日より実施する